

事業所ごみの手引き



八 頭 町

目次

事業者の皆様方へ 1

事業所ごみの取り扱いについて

1. 廃棄物の分類 1
2. 事業所ごみの取扱い 3
3. 事業系一般廃棄物の処理方法 4
- Q&A 5
4. 廃棄物焼却炉の届出について 6

野外焼却と不法投棄の防止について

1. 野外焼却の禁止 6
2. 不法投棄の防止 6

事業所ごみに関するお問い合わせ先

■八頭町役場福祉課

TEL (0858) 76-0211

■船岡支所住民生活課

TEL (0858) 72-0144

■八東支所住民生活課

TEL (0858) 84-1220

産業廃棄物の処理業者についてのお問い合わせ先

■鳥取県東部総合事務所生活環境局

TEL (0857) 20-3667

鳥取市立川町6丁目176



■ 事業所ごみの自己処理にご協力を願います。

日頃よりごみの減量化、資源化にむけた取り組みにご協力いただき誠にありがとうございます。
本来、事業活動によって出るごみは、法律により事業者の責任において適正に処理しなければならなくなっています。

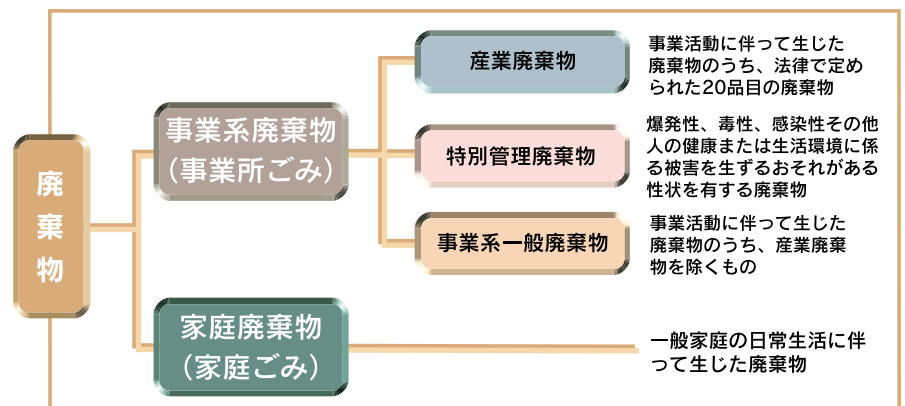
今までは、町の行政サービスの一環として事業所から出る一般廃棄物においては、家庭ごみと一緒に収集して参りましたが、平成19年1月1日からごみの減量化を図るため、事業者の責任で適正に処理していただくこととしました。(ただし、当面法人格を有さない事業所は除きます。)

今後ともごみの発生抑制や適正な分別、資源となるものの再資源化などにご協力くださいますようお願いいたします。

事業所ごみの取り扱いについて

1. 廃棄物の分類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に分類しています。



< 産業廃棄物の種類 >

種 類	対 象	具 体 例
① 燃え殻	全業種	焼却灰、石炭がらなど
② 汚泥	全業種	排水処理後に生ずる汚泥など
③ 廃油	全業種	鉱物性油、植物性油などの廃油
④ 廃酸	全業種	廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液
⑤ 廃アルカリ	全業種	廃ソーダ液などのアルカリ性の廃液
⑥ 廃プラスチック類	全業種	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
⑦ 紙くず	特定業種	建設業 (工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの) パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの) 出版業 (印刷出版を行うもの) 製本業、印刷出版業 PCBが塗布され、または染み込んだもの

種 類	対 象	具 体 例
⑧ 木くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの） 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業 PCBが塗布され、または染み込んだもの
⑨ 繊維くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。） PCBが塗布され、または染み込んだもの
⑩ 動植物性残さ	特定業種	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業 } で、原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
⑪ 動物系固形不要物	特定業種	と畜場においてとさつまたは解体した獣畜 食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥
⑫ ゴムくず	全業種	天然ゴムくず
⑬ 金属くず	全業種	鉄くず、非鉄金属くずなど
⑭ ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	全業種	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど 「コンクリートくず」にあつては、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。
⑮ 鋳さい	全業種	製鉄所の炉の残さいなど
⑯ がれき類	特定行為	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート破片など
⑰ 動物のふん尿	特定業種	畜産農業から生ずるもの
⑱ 動物の死体	特定業種	畜産農業から生ずるもの
⑲ ばいじん		ばい煙発生施設で発生するもので、集じん施設で集められたもの 産業廃棄物の焼却施設から発生するもので、集じん施設で集められたもの
⑳ その他廃棄物		①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの 輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。）

<特別管理廃棄物の種類>

（一廃・・・特別管理一般廃棄物、産廃・・・特別管理産業廃棄物）

種 類	区 分	具 体 例
① ばいじん	一 廃	処理能力5t/日以上のごみ焼却施設で、焼却灰とばいじんが分離し排出された施設に設けられた集塵機で捕集されたもの
② 感染性廃棄物	一 産 廃	医療関係等から排出される廃棄物で、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物
③ 排出基準を超える 焼却灰等	一 廃	
④ 廃油	産 廃	全ての事業活動から生じる廃棄物（揮発油類、灯油、軽油類）
⑤ 廃酸	産 廃	全ての事業活動から生じる廃棄物（pH2.0以下のもの）
⑥ 廃アルカリ	産 廃	全ての事業活動から生じる廃棄物（pH12.5以上のもの）
⑦ 特定有害産廃棄物	産 廃	ア 廃PCB等、PCB汚染物及び処理物 イ 鋳さい及び鋳さいを処分するために処理したもの ウ 廃石綿等 エ 水銀、水銀化合物を含むばいじん

種類	区分	具体例
⑦ 特定有害産廃棄物	産 廃	オ 特定有害物質及びこれらの化合物を含むばいじん及び燃え殻 カ 特定有害物質を含む廃油 キ 特定有害物質及びこれらの化合物を含む汚泥・廃酸・廃アルカリ ク 特定有害物質を含む汚泥・廃酸・廃アルカリ ケ 廃棄物焼却炉である特定施設から発生したばいじんまたは燃え殻 コ 排ガス洗浄装置を有する上記特定施設から発生した汚泥

【産業廃棄物・特別管理廃棄物については、鳥取県東部総合事務所生活環境局 TEL(0857)20-3667にお問い合わせ下さい。】

2. 事業所ごみの取扱い

事業者とは、業種の種類や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず、事業を営む者をいいます。会社、店舗（個人商店を含む）、工場、旅館、ホテル、飲食店、農業、漁業、病院、公共施設など事業を営む者すべてが事業者となります。また、事業者から排出された廃棄物は、質量を問わず「事業系廃棄物（事業所ごみ）」となります。

※当面法人格を有さない事業所は除きます。

■ 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、処理責任を有しています。これは、自ら処理する場合だけでなく、処理業者に委託する場合も同様です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規定

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、減量化に努めなければならない。
- 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合、適正に処理しやすい製品、容器等の開発を行うとともに、処理の方法について、情報を提供しなければならない。
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■ 産業廃棄物の処理

事業者が産業廃棄物の処理を行う方法は次のとおりです。

- ① 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らが処理施設を建設し、処理する。（自家処理）
- ② 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らがその産業廃棄物を処理施設に搬入する。
- ③ 産業廃棄物処理許可業者に、その産業廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。

マニフェスト見本

③の場合、処理を委託する際に、**書面による処理委託契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。**

【なお、産業廃棄物処理の処理及び許可業者については、鳥取県東部総合事務所生活環境局 TEL(0857)20-3667 にお問い合わせください。】

3. 事業系一般廃棄物の処理方法

事業者が一般廃棄物の処理を行うには、次の4つの方法があります。

- ①一般廃棄物処理基準に従って、事業者が処理施設を建設し、処理する。
- ②事業者が、その一般廃棄物を処理施設に搬入する。
- ③八頭町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、一般廃棄物の収集、運搬を委託する。
(個別収集)
- ④古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維については、資源回収業者に引き渡す。

収集運搬業者や資源回収業者については、資料「一般廃棄物許可業者一覧」をご覧ください。また、今後許可業者が追加される場合があります。一覧については、町のホームページにも掲載しておりますので、そちらでもご確認ください。

直接搬入できる処理施設は下記のとおりです。

■可燃物搬入先 クリーンセンターやすず

鳥取市河原町山手563-50 TEL(0858)85-1715

搬入時間/月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

料 金/50kgまで手数料500円

50kgを超えるときは、10kgごとに100円を加算した額。

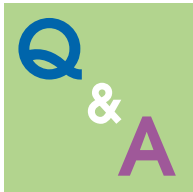
※産業廃棄物は持ち込めません。産業廃棄物収集運搬業者にご相談ください。

※上記施設は、家庭ごみの処理もしています。分別が出来ていない場合は、持ち込めません。

注意 事業系一般廃棄物も、家庭ごみと同じように分別してください。どうしても出来ない場合は、収集運搬業者にご相談ください。

廃棄物の処理を無許可者等に委託すると、「一般廃棄物または産業廃棄物の収集若しくは運搬または処分を業として行った者」のみならず、「無許可業者等に一般廃棄物または産業廃棄物の処理を委託した者」についても、法律に罰則規定が設けられていますので、十分ご注意ください。





Q.1 事業所ごみを自分で焼いていいの？

A.1 焼却することは、一定の例外を除き法律で禁止されています。焼却するには法に基づいて設置された焼却炉のみ可能となっていますのでご注意ください。

Q.2 許可業者の契約料金は決まっているの？

A.2 契約料金は自由競争になります。また、契約内容によって料金も異なります。金銭面やサービス面で総合的に条件のあう許可業者と契約してください。

Q.3 「リファーレンいなば」にプラスチックを搬入したら断られた！ どうして!?

A.3 法令により、事業活動から発生するプラスチックごみは産業廃棄物とされます。リファーレンいなばは一般廃棄物の処理施設ですので、産業廃棄物の受入はできません。たとえ出るごみが弁当がらやペットボトルであったとしても、事業活動から生じるものならば産業廃棄物になりますのでご注意ください。

なお、同様の理由で鉄くずなどの金属くずやガラスくずなども産業廃棄物にあたります。

Q.4 個人で出した弁当がらやペットボトルは持って帰って出してもいいの？

A.4 個人消費に伴って出された弁当がらなどのごみを、持って帰って家庭ごみとして出すことはOKです。ただし、事業所から出すと事業所ごみ扱いになりますので、ご注意ください。

Q.5 お客さんの家からサービスで引き取った家電製品はどうなるの？

A.5 事業として引き取ったものは事業所ごみになります。

Q.6 収集運搬業者と必ず契約しないとイケないの？

A.6 処理施設に直接持って行ったり、再生資源回収業者に出す方法もありますので、必ずしも契約する必要はありません。事業所の事情により対応してください。

Q.7 一般廃棄物と産業廃棄物がやむを得ず混ざってしまいました。

とても完全に分別できそうもありませんが、どうしたらいいですか？

A.7 まずはできるだけ分別して、一般廃棄物は一般廃棄物で処理してください。どうしても取り除けない部分は、まとめて産業廃棄物として処理してください。

Q.8 ごみは家庭ごみと同じものしか出ません。

また量もとてもすくないのですが、一般のゴミステーションに出してはダメですか？

A.8 一般のゴミステーションには出さないでください。事業所ごみとして処理をお願いいたします。

4. 廃棄物焼却炉の届出について

火床面積0.5平方メートルまたは、焼却能力が1時間あたり50キログラム以上のものは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県知事（保健所）への届出、年1回以上の検査が必要になります。

また、それ以下の焼却能力であっても、処理基準があります。

詳しくは鳥取県東部総合事務所生活環境局（0857-20-3667）までお問い合わせください。

野外焼却と不法投棄の防止について

1. 野外焼却の禁止

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却を除き、廃棄物を焼却することは法律で禁止されています。

なお、法律に違反して廃棄物を焼却すると罰せられます。

2. 不法投棄の防止

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を事業者の責任において適正に処理しなければなりません。

事業者は、廃棄物を不法投棄したとき、または廃棄物を適正に処理しなかったときは、法律により罰せられます。

